

標準旅行業約款（手配旅行契約等）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 総則

（適用範囲）

第1条 当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款定めるところにより、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。

（用語の定義）

第2条 この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託に基づき、旅行者のために代理、媒介又は仲介をする等により旅行者が運送、宿泊機器等の提供を受ける運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができるように、手配することを引き受け契約をいいます。2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内への旅行をい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。3 この約款で「旅行代金」とは、当社が旅行者の手配するために、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払う費用及び旅行者の旅行業務取扱料（変更手数料料金及び取消手数料料金を除きます。）をいいます。4 この部で「通信会社」とは、当社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員と間で電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段により申込みを受けて締結する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等に係る債権又は債務を、当該債権又は債務が履行されるまで各自以て別に定められた提携会社のカード会員規約に従って決済することについて、旅行者があらかじめ承諾した手配旅行代金等を第1条第2項又は第5項で定める方法により支払うことと内容を有する手配旅行契約をいいます。5 この約款で「カード利用日」とは、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日を含みます。

（手配旅行の終了）

第18条 当社が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく旅行者の債務は終了しました。したがって、満員、休業、条件不相当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業務取扱料金（以下「取扱料金」といいます。）を支払う必要はありません。通信契約を締結した場合には、カード利用日は、当社が運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける契約を締結できなかった旨、旅行者に通知した日とします。

（手配サービスの提供）

第4条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、旅行の全部又は一部を本邦内又は本邦外の第三者に委託し、手配を業として行う者その他の補助者に代行させることがあります。

第2章 契約の成立

（契約の申込み）

第5条 当社が手配旅行契約を締結しようとする旅行者は、当社所定の申込書に所定の事項を記入し、当社が別に定める金額の申込金とともに、当社に提出しなければなりません。当社と通信契約を締結しようとする旅行者は、前項の規定にかかわらず、会員登録及び依頼しようとする旅行サービスの内容を当社に通知しなければなりません。3 第1項の申込書は、旅行代金、取消料その他の旅行者が当社に支払うべき金額の一部として取り扱います。

（契約締結の拒否）

第6条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。(1) 通信契約を締結しようとする場合であって、旅行者の持するクレジットカードが無効である等、旅行者が旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できないとき。(2) 旅行者が、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。(3) 旅行者が、当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。(4) 旅行者が、風説を流布し、偽計を用いる若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。(5) その他当社の業務上の都合があるとき。

（契約成立時期）

第7条 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込みを受理した時に成立するものとします。2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第5条第2項の申込みを承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。

（契約成立の特則）

第8条 当社は、第5条第1項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払を受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約が成立することがあります。

（乗車券及び宿泊券の特則）

第9条 当社は、第5条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの申込みを目的とする手配旅行契約であって旅行代金と別換えて当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。

（契約書）

第10条 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券、宿泊券その他の手配旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。

2 前項本条の契約書面を交付した場において、当社が手配旅行契約により手配する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該契約書面に記載するところによります。(情報通信の技術を利用する方法) 第11条 当社は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項（以下「電子交付」といいます。）を記載したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。

3 前項の場合において、旅行者の住所に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社の使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当該旅行者の用に供するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

第3章 契約の変更及び解除

（契約内容の変更）

第12条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求められます。この場合において、当社は、可能な限りこれに応じます。2 前項の旅行者の求めにより手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す際に運送・宿泊機関等から支払う取消料、違約料その他の手配に必要とする費用を負担するほか、当社に対して、当社所定の変更手数料金を支払わなければならない。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に帰属するものとします。

（旅行者による任意解除）

第13条 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受ける旅行サービスに代わって、又はまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手数料金及び当社が得るべきであった取扱料金を支払わなければならないものとします。

（旅行者の責に帰すべき事由による解除）

第14条 当社は、次に掲げる事由において、手配旅行契約を解除することができます。(1) 旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。(2) 通信契約を締結した場合であって、旅行者の持するクレジットカードが無効になる等、旅行者が旅行代金に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済できなくなったとき。(3) 旅行者が第6条第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したとき。2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、いまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手数料金及び当社が得るべきであった取扱料金を支払わなければならないものとします。

（当社の責に帰すべき事由による解除）

第15条 旅行者は、あらかじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときは、手配旅行契約を解除することができます。2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、旅行者は、既に旅行者が提供を受けた旅行サービスの対価として、運送・宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を除いて、既に収受した旅行代金を旅行者に払い戻すものとします。3 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。

第4章 旅行代金

（旅行代金）

第16条 旅行者は、旅行開始前当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払

なければならない。2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払を受けず、この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。3 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することができます。4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。5 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、第3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用が発生したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして当該費用等の支払を受けず、この場合において、カード利用日は旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に負担すべき金額を、当社が旅行者に通知した日とします。ただし、第14条第1項第2号の規定により当社が手配旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当社の定める期日までに、当社の定める支払方法により、旅行者が当社に支払うべき費用等を支払わなければならないものとします。(旅行代金の精算) 第17条 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用を旅行者の負担に帰すべきものと取り扱います(以下「精算旅行代金」といいます。)と旅行者とて既に収受した金額と合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第3項で定めるところにより運賃及び料金の精算を行います。2 精算旅行代金と旅行代金とに既に収受した金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、その差額を支払わなければならないものとします。3 精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を払い戻します。

第5章 団体・グループ手配

（団体・グループ手配）

第18条 当社は、同じ行程を同時に旅行する複数の旅行者がその任意の代表者（以下「契約責任者」といいます。）を定めて申し込んだ手配旅行契約の締結については、本章の規定を適用します。(契約責任者) 第19条 当社は、特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者（以下「構成者」といいます。）の手配旅行契約の締結に関する一切の代理権を有するものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引及び第22条第1項の業務は、当該契約責任者との間で行います。2 契約責任者は、当社が定める期日までに、構成者の名簿を当社に提出し、又は人数を当社に通知しなければなりません。3 当社は、契約責任者が構成者に対して現にない、又は将来負うことと予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。4 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選定した構成者を契約責任者とみなします。

（契約成立の特則）

第20条 当社は、契約責任者と手配旅行契約を締結する場合において、第5条第1項の規定にかかわらず、申込金の支払を受けることなく手配旅行契約の締結を承諾することができます。2 前項の規定に基づき申込金の支払を受けず、手配旅行契約を締結する場合には、当社は、契約責任者による旨を記載した書面を交付するものと、手配旅行契約は、当社が当該書面を交付した時に成立するものとします。

（構成者の変更）

第21条 当社は、契約責任者から構成者の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。2 前項の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少及び当該変更に関する費用は、構成者に帰属するものとします。

（添乗サービス）

第22条 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを提供することができます。2 添乗員が添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループが添乗サービスを受ける必要となる場合とします。3 旅行者は、旅行開始前において、契約責任者は、原則として、2時から20時までであり、当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならないものとします。

第6章 責任

（当社の責任）

第23条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行ってきた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対し通知があったときは限りします。2 旅行者は、旅行開始前において、通知があったときは限りします。3 旅行者は、旅行開始前において、契約責任者は、原則として、2時から20時までであり、当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならないものとします。(旅行代金の責任) 第24条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければならないものとします。2 旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の健康確保その他の手配旅行契約の履行に必要とする努力を怠りません。3 旅行者は、旅行開始前において、契約責任者は、記載された旅行サービス内容に同意するほか、万が一契約責任者と異なる旅行サービスに同意したと認識したときは、旅行代金に代わること等を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならないものとします。

第7章 営業保証金（旅行業協会の保証社員ない場合）

（営業保証金）

第25条 当社と手配旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に関し、当社が旅行業法第7条第1項の規定に基づいて供託している営業保証金から弁償を受けることができます。2 当社が営業保証金を提供している供託所の名称及び所在地は、次のとおりです。1 名称 株式会社 岩手県観光振興局 2 所在地 名称 盛岡地方庁務局宮古支局 3 所在地 名 〇27-00038 宮古市小山田町1丁目1番1号宮古合同庁舎3階

（旅行代金の返付）

第26条 当社は、旅行開始前当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払

なければならない。2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして旅行代金の支払を受けず、この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの内容を旅行者に通知した日とします。3 当社は、旅行開始前において、運送・宿泊機関等の運賃・料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することができます。4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。5 当社は、旅行者と通信契約を締結した場合であって、第3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用が発生したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名なくして当該費用等の支払を受けず、この場合において、カード利用日は旅行者が当社に支払うべき費用等の額又は当社が旅行者に負担すべき金額を、当社が旅行者に通知した日とします。ただし、第14条第1項第2号の規定により当社が手配旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当社の定める期日までに、当社の定める支払方法により、旅行者が当社に支払うべき費用等を支払わなければならないものとします。(旅行代金の精算) 第17条 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送・宿泊機関等に対して支払った費用を旅行者の負担に帰すべきものと取り扱います(以下「精算旅行代金」といいます。)と旅行者とて既に収受した金額と合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第3項で定めるところにより運賃及び料金の精算を行います。2 精算旅行代金と旅行代金とに既に収受した金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、その差額を支払わなければならないものとします。3 精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を払い戻します。

（添乗サービス）

第22条 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを提供することができます。2 添乗員が添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループが添乗サービスを受ける必要となる場合とします。3 旅行者は、旅行開始前において、契約責任者は、原則として、2時から20時までであり、当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならないものとします。

（旅行代金の責任）

第24条 旅行者の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該旅行者は、損害を賠償しなければならないものとします。2 旅行者は、手配旅行契約を締結するに際しては、当社から提供された情報を活用し、旅行者の健康確保その他の手配旅行契約の履行に必要とする努力を怠りません。3 旅行者は、旅行開始前において、契約責任者は、記載された旅行サービス内容に同意するほか、万が一契約責任者と異なる旅行サービスに同意したと認識したときは、旅行代金に代わること等を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出なければならないものとします。

（損害賠償）

第23条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行ってきた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対し通知があったときは限りします。2 旅行者は、旅行開始前において、通知があったときは限りします。3 旅行者は、旅行開始前において、契約責任者は、原則として、2時から20時までであり、当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならないものとします。

（損害賠償）

第23条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行ってきた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対し通知があったときは限りします。2 旅行者は、旅行開始前において、通知があったときは限りします。3 旅行者は、旅行開始前において、契約責任者は、原則として、2時から20時までであり、当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならないものとします。

（損害賠償）

第23条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行ってきた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対し通知があったときは限りします。2 旅行者は、旅行開始前において、通知があったときは限りします。3 旅行者は、旅行開始前において、契約責任者は、原則として、2時から20時までであり、当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならないものとします。

（損害賠償）

第23条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行ってきた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対し通知があったときは限りします。2 旅行者は、旅行開始前において、通知があったときは限りします。3 旅行者は、旅行開始前において、契約責任者は、原則として、2時から20時までであり、当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならないものとします。

（損害賠償）

第23条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行ってきた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対し通知があったときは限りします。2 旅行者は、旅行開始前において、通知があったときは限りします。3 旅行者は、旅行開始前において、契約責任者は、原則として、2時から20時までであり、当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならないものとします。

（損害賠償）

第23条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行ってきた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対し通知があったときは限りします。2 旅行者は、旅行開始前において、通知があったときは限りします。3 旅行者は、旅行開始前において、契約責任者は、原則として、2時から20時までであり、当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならないものとします。

（損害賠償）

第23条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行ってきた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対し通知があったときは限りします。2 旅行者は、旅行開始前において、通知があったときは限りします。3 旅行者は、旅行開始前において、契約責任者は、原則として、2時から20時までであり、当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならないものとします。

（損害賠償）

第23条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行ってきた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対し通知があったときは限りします。2 旅行者は、旅行開始前において、通知があったときは限りします。3 旅行者は、旅行開始前において、契約責任者は、原則として、2時から20時までであり、当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならないものとします。

（損害賠償）

第23条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行ってきた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対し通知があったときは限りします。2 旅行者は、旅行開始前において、通知があったときは限りします。3 旅行者は、旅行開始前において、契約責任者は、原則として、2時から20時までであり、当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならないものとします。

（損害賠償）

第23条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行ってきた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対し通知があったときは限りします。2 旅行者は、旅行開始前において、通知があったときは限りします。3 旅行者は、旅行開始前において、契約責任者は、原則として、2時から20時までであり、当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならないものとします。

（損害賠償）

第23条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行ってきた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対し通知があったときは限りします。2 旅行者は、旅行開始前において、通知があったときは限りします。3 旅行者は、旅行開始前において、契約責任者は、原則として、2時から20時までであり、当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならないものとします。

（損害賠償）

第23条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行ってきた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対し通知があったときは限りします。2 旅行者は、旅行開始前において、通知があったときは限りします。3 旅行者は、旅行開始前において、契約責任者は、原則として、2時から20時までであり、当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならないものとします。

（損害賠償）

第23条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行ってきた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対し通知があったときは限りします。2 旅行者は、旅行開始前において、通知があったときは限りします。3 旅行者は、旅行開始前において、契約責任者は、原則として、2時から20時までであり、当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならないものとします。

（損害賠償）

第23条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行ってきた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対し通知があったときは限りします。2 旅行者は、旅行開始前において、通知があったときは限りします。3 旅行者は、旅行開始前において、契約責任者は、原則として、2時から20時までであり、当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならないものとします。

（損害賠償）

第23条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行ってきた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対し通知があったときは限りします。2 旅行者は、旅行開始前において、通知があったときは限りします。3 旅行者は、旅行開始前において、契約責任者は、原則として、2時から20時までであり、当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならないものとします。

（損害賠償）

第23条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行ってきた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対し通知があったときは限りします。2 旅行者は、旅行開始前において、通知があったときは限りします。3 旅行者は、旅行開始前において、契約責任者は、原則として、2時から20時までであり、当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならないものとします。

（損害賠償）

第23条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行ってきた者（以下「手配代行者」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の日から起算して6月以内当社に対し通知があったときは限りします。2 旅行者は、旅行開始前において、通知があったときは限りします。3 旅行者は、旅行開始前において、契約責任者は、原則として、2時から20時までであり、当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければならないものとします。

岩手県知事登録旅行業第地-276号
FBインプレッション三陸やまだ営業所
〒0281311
岩手県下閉伊郡山田町4-204-3
電話 07023010098